

公益財団法人群馬県教育文化事業団職員募集案内

1 職種、職務内容、予定者数、雇用期間、勤務場所及び採用時期

職種	職務内容	予定者数	雇用期間	勤務場所	採用時期
事務	事務局における以下の業務に従事する。 ①文化芸術事業の企画・立案及び実施 ②伝統文化の保存・継承・発展に関する業務 ③文化芸術団体の活動支援 （イベント企画・ワークショップ企画・舞台演出等） ④その他事業団運営に係る業務 等	1名	雇用期間の定めなし	事務局 （群馬県生涯学習センター内）	令和5年4月1日

2 応募資格

下記の（１）～（５）の条件をすべて満たす人

<p>（１）学校教育法による大学若しくは短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程、公共職業能力開発校（２年制）、並びに高等学校を卒業した人又は卒業する見込みの人</p> <p>（２）芸術文化振興への意欲、興味のある人、又は民間企業で培われた経験を芸術文化振興事業の中で有効に活かせる人</p> <p>（３）パソコンのオフィスソフト（ワード・エクセル等）の基本的操作ができる人</p> <p>（４）動画撮影及び編集（YouTube 動画編集）のできる方。 （未経験者可：採用後職員研修により習得して頂きます。）</p> <p>（５）次の事項のいずれにも該当しない人</p> <p>①成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）</p> <p>②禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人</p>

3 試験方法（書類選考、作文及び面接試験）

（１）書類選考

選考方法	提出された履歴書、自己PR書及び、レポートにより、適性・意欲等を審査します。
試験結果	令和5年2月上旬に、合否を文書で通知します。

（２）作文及び面接試験（（１）の書類選考に合格した方のみ実施します。）

日時・会場	別途連絡します。
試験内容	作文は表現力等を、面接は人物について総合的に試験します。
試験結果	令和5年2月下旬までに、合否を文書で通知します。

4 応募申込の手続き

<p>提出書類 (各1通)</p>	<p>(1) 履歴書(市販の履歴書用紙A4版)に必要な事項を記載し、写真(上半身、正面向き、最近3か月以内に撮影したもの)を貼り付けたもの。なお、中学校以下の学歴は記載不要です。</p> <p>(2) 自己PR書(志望動機等を自由にお書きください。様式は自由ですが、A4サイズ(2枚以内)にしてください。)</p> <p>(3) レポート(指定する表題について自由にお書きください。1,200文字以内で、様式は自由ですが、A4サイズにしてください。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>表題：群馬県における伝統芸能について次の観点を踏まえて、あなたの考え方を1,200字以内で記述して下さい。</p> <p>①現在における活動や継承の実態</p> <p>②現状における課題</p> <p>③今後、伝統芸能に携わっている人々が取り組むべきこと</p> </div> <p>(4) 2応募資格(1)の卒業証明書又は卒業見込証明書</p> <p>(5) 書類選考結果通知用封筒(市販の定形・縦長の封筒(120×235mm)に書類選考の結果通知書の送付先を記入し、84円切手を貼付したもの)</p>
<p>申込方法</p>	<p>上記書類を簡易書留により郵送してください。(封筒に「応募書類在中」と朱書してください。)または、直接持参してください。</p>
<p>申込先</p>	<p>公益財団法人群馬県教育文化事業団事務局 宛 〒371-0801 前橋市文京町二丁目20番22号 電話 027-224-3960 (日・月・祝日は休日) 担当：総務課長 林</p>
<p>申込期限</p>	<p>令和5年1月31日(火)午後5時必着</p>

5 勤務条件の概要

(1) 勤務時間等

勤務時間は、原則午前8時30分から午後5時15分までで、うち休憩時間は正午から午後1時までです。また、休日は、原則日曜日及び月曜日、祝日法による休日、及び年末年始(12月29日から1月3日まで)です。

(2) 初任給(令和4年4月1日現在)

次表のとおりですが、採用前の職歴により加算することがあります。

学 歴	大学卒 (1級20号)	短期大学卒又は 高等専門学校卒 (1級12号)	専修学校専門課程 卒又は公共職業能 力開発校卒 (1級8号)	高卒 (1級4号)
給料月額	168,700円	157,000円	151,900円	147,500円

(3) 諸手当

家族手当、住居手当、通勤手当は支給要件に応じて支給します。

(4) 賞与（期末・勤勉手当）

有（支給日及び支給率については、毎年度、理事会で決定します。）
（令和4年度実績：4.40月）

(5) 福利厚生

健康保険、厚生年金保険、労災保険及び雇用保険に加入します。

(6) 退職金

定年又は雇用期間満了時に、勤続年数等の基準により支給します。
ただし、勤続年数1年以上勤務して退職した場合に限ります。